RFLNewsletter No.30(2002.9)

立命館大学法学部ニューズレター 第30号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

	目次			
•	『国際犯罪と人間の安全保障』プロジェクトの開始	大久保		2
	『現代韓国の安全保障・治安法制』プロジェクトの開始	徐	勝	8
	『グローバル化と現代国家』出版の記	-	典夫	1 2
	『草創期のアメリカ政治学』を刊行して	中谷	義和	1 4
	『時効と正義』を刊行して	松本	克美	1 6
	日本刑法学会ワークショップ 「少年司法と修復的司法」	葛野	尋之	1 8
	チャールズ川の流れに	平野	仁彦	2 0
	博士論文の執筆を降り返って	柳原	克行	2 2

『国際犯罪と人間の安全保障』 プロジェクトの開始

大久保史郎

はじめに

本年度(2002年)により、5ヶ年計画で、「グローバリゼーション時代の国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」を開始する。昨年度の文科省科学研究の申請(代表・上田寛教授)が認められたもので、法学部はじまって以来の大型プロジェクトであり、課題も多岐にわたるが、それを遂行するための研究資金の補助が認められた。それだけに、これまでにない準備と取り組みが必要になる。申請書に記載した内容をできるかぎり、わかりやすく紹介し、ひろく、ご理解を得たいと思う。

1.グローバリゼーション下のあらたな事態

昨年、米国で発生した9.11テロ事件は、21 世紀に踏み込んだばかりの世界が、現実に起 きるとはまったく予想しなかった新しい危険 に直面することを劇的に教えた。その背景に は、いわゆるグローバリゼーションの進行が あって、今日、人・モノ・金・情報・ サービ スが国境・領域を越え、地球的規模で展開し て、国内外の政治・経済・社会諸関係に構造 的な変動をおこしつつある。それによって、 私たちの生活、安全、人権、さらには生命をめ ぐる大きな変化が生じている。日本は、戦後 長く、約半世紀も、比較的に順調な発展を遂 げてきたために、バブル経済の破綻や「失わ れた十年」といっても、この世紀転換期の世 界で、何が進行しているかについて、自覚が 足りないのではないかと思う。ここには、私 たちの生活や身体・生命に直接、関わること がらが含まれている。

なかでも、最も先鋭的な問題が、多様な背景をもつテロ犯罪の発生、地域紛争における「民族浄化」や難民の大量発生、麻薬・薬物、人身売買などの国際的な組織犯罪のひろがりである。その背景には、ものすごい速度



INTELL6(於シシリー島)出席中の筆者

で強行された米国式の市場経済のグローバル化、その契機になった旧社会主義国家群の崩壊、第三世界の貧困の加速化、これに培養された宗教的・民族的アイデンティティーの尖鋭化、そして、実は、グローバリゼーショとがある。これらの国際組織犯罪は、すでに各種の被害をもたらし、なかでも欧米でもいるとがの先進工業国家・社会に、さまざまな社会不安と排外的な風潮をもたらしつつかない。この問題の背景・原因は、当然にも複雑であり、これらに対する対応・扱いは難しい。

日本については、戦前、自己優越的・排外的な体質をもち、それが国内外に多大な弊害をもたらしながら、実は、戦後になっても、これに整理をつけないまま、いわば封印し、それですましてきた経緯がある。だから、現在の日本がこれにどのように対応するか、できるかには相当の疑問が投げかけられている。たとえば、石原都知事のような発言を放置している現状は、国際的にみて恥ずかしいというだけでなく、実は、危険きわまりない日本社会の体質をもっていることを示している。

それだけに、現代世界の安心・安全について、その現状と特徴の正確な認識と、これに対する適切な対処について、いち早く調査・

研究に着手する必要がある。

いま一つの問題を指摘しなければならな い。それは、こうした多様な犯罪現象の国際 化に対して、わが国をふくめた既存の、欧米 型刑事司法システムがある種の限界を露呈し つつあることである。もし、日本および欧米 諸国は、同質・同権の市民を包摂する普遍的 な法と正義の理念を前提として、個人主義、 民主主義、法の下の平等などの諸原則にもと づく刑事司法を発展させてきたと言えるとす れば - 建て前・理念としては、こう言えると して - 、今日のグローバリゼーションにとも なう犯罪の国際化、国際犯罪の噴出に直面 し、実は、これに対処するために、これまで の刑事司法の欧米的な前提や原則の再検討を 余儀なくされている。グローバリゼーション 下の犯罪現象の変化に対しては、その場,その 場の臨床的な対応に迫られることは避けがた いとしても、しかし、これではすまないこと も明らかであって、国際的、社会構造的な原 因と背景を見きわめた対応が必要となってい るのである。

2.研究の経緯と課題

国際刑事犯罪および刑事司法のあり方に関しては、すでに、1997年度からは、科学研究費(国際学術研究区分)の交付を受けて、「ボーダレス社会の到来と欧米型刑事司法の諸問題」について、米国アメリカン大学やカナダUBCなどとの共同研究を進めてきた。その成果の一部は、昨年、上田寛・大久保史郎編著『挑戦をうける刑事司法-ボーダレス社会における犯罪と人権』日本評論社・2001年)として、公刊している。今回の研究は、これまでの研究成果と国際的なネットワークを基盤にして、その発展・拡充という性格をもっている。

具体的にいうと、(1)国際刑事司法、(2)国際経済犯罪および、(3)国際人権の分析と対応に焦点をあてて、グローバリゼーション下の「犯罪の国際化」と「人間の安全の保障」とは何かについて、より系統的、重点的な調査研究を試みようというわけである。

この研究プロジェクとしての課題は、まず

第一に、国際犯罪の調査・研究の必要性、緊急性がいっそう増していること、とくに、さまざまな背景を持つ国際テロはその最も深刻なものであって、他の国際犯罪ともリンクしているなかで、こうした国際犯罪の現状に対する具体的、実証的な調査・研究を拡充・推進することである。

第二に、国際刑事司法の法的・政治的枠組 みの再検討が必要となっている。犯罪現象の 国際化に対する刑事司法の対応は、わが国を 含む多くの国々における現行制度上の枠組み に関する限り、比較的重大な犯罪についての 国外犯・国外に逃亡した犯罪者の処罰に限ら れている。増大しつつある外国人の軽微な財 産犯や交通事犯について、犯人の出国後に処 罰することは困難である。また、ある種の 「インターネット犯罪」(禁制品の売買、 ギャンブル、わいせつ画像の陳列など)は、 各国の文化的・政治的な背景もあって、処罰 に差があり、各国刑事司法の間隙をぬう形の 犯罪が存在する。西欧諸国の経験を参照しつ つ、代理訴追・処罰を含め、国際協力の新た な段階へと進むことが要求となるだろう。

第三に、多国籍企業の登場や企業活動の ボーダレス化にともなう経済犯罪など、国際 経済犯罪の実態分析が急務である。独禁法や 証取法などの経済法令の域外適用も問題とな る。その際、管轄権をめぐる議論以上に、重 要性を増すのが各国の法運用機関の間での調 査(捜査)・執行面での国際協力である。具 体的には、各国法運用機関がどこまで証拠を 共有できるのか、二国間協力協定の枠組みか ら、WTOといった多角的な枠組みへの移行 は可能か、そして、前提となる企業犯罪その ものについて、国際的にどれだけの共通認識 が得られるのかが問われる。さらに国際課税 の諸問題がある。そして、この分野で生じて いる「経済犯罪の粗野化」現象 あらゆる 種類の経済マフィアの暗躍、密輸出入の増 加、海賊被害の深刻化など は、第一の国 際犯罪(とくに組織犯罪)研究および第二の 国際刑事司法論の一環をなす最重要課題であ る。どこまで、この課題に接近できるか、相 当の努力が必要である。

第四に、上記の国際犯罪・国際刑事司法の現状と課題に対応させて、グローバリゼーション下の現段階における国際人権保障の課題がある。ここでは、国連UNDPの「人間の安全保障(Human Security)論」とのリンクを意識的に追求することが鍵だろう。いわゆる「外国人の人権」保障の比較法的考察も含めたいと考えている。



Intell6 会議風景

こうして、本研究には、刑事法、憲法、国際 法、民事法・経済法、税法等の研究者による の共同研究であり、国際政治・国際経済院、国際 際社会学などの国際関係論からのバックアンが必要となっている。したがって、法研の 関係者以外にも、国際関係学部その他のの 者の協力を求めたい。また、当然にも国際の 者の協力を求めたい。また、当が必要となっての 構築と協力が必要となっての の構築と協力が必要となっての 本研究に協力する国際機関として、アメリア の大学ロー・スクールおよび国際犯罪・大学ロー・スクールおよび国際犯罪・大学の 国際関係大学院、カナダUBCロー・スクールな 国際犯罪研究センターおよび国連諸機関などがある。

3 . 調査・研究方法・研究課題と研究 班の構成

(1)総論的な研究

a . 国際犯罪の現状把握

近年のグローバリゼーションの進行によって犯罪現象もまたグローバル化したとされるが、その事実を正確に認識し、その対策を検討するための基礎的な資料を集積し、比較検

討する必要がある。したがって、米国、欧州、中国、韓国、ロシア、東南アジア、中央・南アジア、中南米、太平洋の各国における犯罪現象の状況、それらの国々相互の、また日本との国際犯罪の現象について、実態把握とともに比較法的研究を行う。さらに、わが国における国際犯罪の現状と課題について、グローバル化にともなう社会変化を明らかにしつつ検討する。

b.国際犯罪に対する国際協力と人権保 暗

国際犯罪への対応をめぐって、諸段階での 国際協力が進められているが、その際、米国 を代表とする先進工業国は、法と秩序・人権 擁護を名目としつつ、一方では直接的な「制 裁戦争」に訴えるとともに、他方で、犯罪現 象への効果的な対応をアジア、中南米、ロシ アなどの非西欧諸国に求め、介入を強めてい る。ここにみる国際犯罪と主権および人権保 障との関連という複雑な問題に対する有効な アプローチを開発する。このために、憲法 学、刑事法学、国際法学などの諸分野にまた がる研究枠組みの構築もおこなう。

c.国連・国際組織における国際犯罪と 人権保障・対策

国際犯罪対策の分野での取り組みを強め、存在感を大きくしている国際連合の活動につき、その具体的な状況を明らかにするとともに、伝統的な安全保障概念にかわり、これに対置して提唱されている「人間の安全保障」の概念枠組みの内容と意義、国内外の犯罪に対する施策構築の有効性についての検討を行う。

(2)個別研究

研究グループを構成し、以下のような個別 課題の調査・研究を行う。

a . 麻薬犯罪と国際犯罪組織

麻薬は現代国際社会における最大の商品であり、いわば「白い血液」として世界を循環し、多くの社会問題を引き起こしつつ、犯罪

1

組織に莫大な利益を提供している。本研究では、欧米諸国を主要なターゲットとした中南米・中央アジアからの麻薬輸出ルート、それぞれの国内での供給ルートにかかわる犯罪(組織)の実態、その対策を検討する。わが国との関係では、とくに、覚せい剤に関わる諸問題

韓国、台湾、東南アジア諸国などの状況、わが国の輸入・供給ルートと暴力団の関連などが問題となる。

その際、今日の主要な国際犯罪である麻薬取引、武器密売、不法入国、人身売買、マネーロンダリング等々が、いずれも国際的な犯罪組織の独壇場であることが重要である。わが国と世界における伝統的な犯罪組織と新興の犯罪組織のそれぞれについて、その特色を明らかにし、国内的・国際的対策の検討を進める。

b.国際刑事司法

伝統的な刑事司法の前提は同質の市民により構成された国民国家であったが、グローバリゼーションにともなう犯罪現象の国際化によってすでにその枠組みは大きく崩されている。にもかかわらず、わが国はじめ多くの国で具体的な対応は古臭い国際刑事警察機構で司法共助」制度のレベルにとどまっても成功したは成功したについては成功したといる。ハイジャック防止については成功した国際条約も薬物・銃器の規制の領域では必ずよれて、欧米とアジアの諸国の対応を追い、国際的な犯罪対策の可能性を様々なレベルで検討するとともに、わが国における具体的な対策

暴力団対策法以降の立法政策をも含めて の意義と効果を踏まえ、あるべき刑事司 法につき検討する。

c.国際金融·経済犯罪

経済活動の国際化にともない、人と商品および金銭の国際移動が活発化するが、そこに多くの犯罪現象も生じる。不法な労働力の移動は別途扱うが、とりわけ、商品(資源と工業製品、知的財産)の移動と取引の決済に関わって生じる紛争については、従来、法的な検討はほとんど行われていない。金融法、商事

法、手形小切手法などの伝統的な法枠組みの可能性を検証しつつ、新たな対応を検討していく必要がある。

経済取引の国際化にともない所得および課税権がどこに帰属するかが国際課税の中心問題であり、この問題を解決するための調整原理がさまざまに提唱されているが、いまだに国際的な一致をみていない。ここに国際的な租税犯罪として、たとえば財の国家間移動を利用した租税回避、国際的脱税といった問題が生じる。本研究では、経済取引の国際化を利用した国際的脱税手法の実態を分析し、国際的脱税の概念を明確にするとともに、その課税上の対処方法や基本原理を国際課税の議論とつなげて形成すべく検討する。

d . インターネット犯罪

文化や社会経済構造を異にする諸国家・地域の法的な規制枠組みをこえる情報伝達手段として、インターネットは、それ自体固有の犯罪促進的な要因となりうるし、さらに、今日では経済活動の多くの側面でインターネットを媒介とする。そこから、知的財産権の伊を媒介とする。そこから、知り財産権の関係な経済犯罪が登場している。これら両者につき、伝統的な刑事司法の限界を明らかにし、欧米諸国の経験をも参照しつつ、インターネット犯罪に関する有効な対策をさぐる。

関連して、有効な「対策」と個人的な自由、プライバシーの確保の相関という困難な問題についても、近時のわが国の「盗聴法」立法の経過や欧米諸国で問題とされている「エシュロン」などを素材に、検討を進める。

e.国際人権保障

国際犯罪に対する国際協力・国際組織・国連の活動と人権保障について、より具体的に、ケースワーク的な検討を進めることによって問題状況を鮮明にする。たとえば、いわゆる「開発独裁」の下での犯罪現象と人権侵害に対する国際社会からの関与はいかなるものか、その基準と方法を検討する。また、国際

犯罪・戦争犯罪等に対する「世界主義」の展開を検討する(イギリスでのピノチェトの拘束とチリ帰国後の訴追の経過と評価、わが国での「従軍慰安婦」等の戦争責任・賠償訴訟の現状と評価など)。

f.研究の国際的ネットワーク構築

課題の重要性、緊急性は、今後ますます高まり、継続的な研究の遂行が必要となるから、今回の研究によって収集したデータ類と研究成果とを適切な形でデータベース化し、共同研究参加者の共有財産として活用する必要がある。もちろん、この領域の研究課題に取り組む者に公開することとし、そのための形態・体制について検討する。その際、国内外の研究機関および研究者との安定したネットワークを維持していくために必要で可能な手段についても、検討を進める。

4.研究の年次計画

2 0 0 2 年度 予備調査と研究ネット ワークの構築

予備調査のために、研究分担者を各地域 (国連・米国・カナダ、メキシコなどのラテンンアメリカ、ロシア・東欧諸国、中国、ベトナムなどのアジア) に派遣し、各国の警察機関や司法機関関係者へのインタビューと資料のの集、また、国連により設置された機関を含めて、関係機関との資料と意見の交換、研究の参加要請などをも併せ実施し、国際的の他、主要には関係文献およびインターネットワークの構築に取り組む。その他、主要には関係文献およびインターネットを可能で、基礎資料・データを収集する。また、関係する国内外の研究者を招聘して、共同研究会を開催する。

2003年度 研究・分析と国際犯罪専門 家会議の開催

予備調査結果を踏まえ、重点的な研究対象となるいくつかの国を選定し、研究参加者の共同研究を実施する。国外から、国際犯罪専門研究者を招聘し、国内の関係研究機関からも出席を要請して、「国際犯罪の動態把握と

それへの対応」をテーマとする国際的な共同 研究会を開催し、各国における問題状況、研 究動向などについて、情報交換とともに国際 的な共同研究の体制を作る。

条件のある研究者を若干名、1ヶ月程度立命 館大学に招聘し、継続的な共同研究を実施す る。 データベースの構築方針を検討し、入力 を開始する。

2004年度 研究・分析と「人間の安全 保障」国際会議の開催

国連および海外諸国の研究機関から研究者を招聘し、国内の関係研究機関からも出席を要請して、「人間の安全保障」をテーマとする国際的な共同研究会を開催し、国連経済開発部門・国連大学各国専門家との情報・意見交換、協議を経て、国際的な共同研究ネットワークを発足させる。

条件のある研究者を、若干名、1ヶ月程度立 命館大学に招聘し、継続的な共同研究を実施 する。また、この時までに、データ集を印刷 物ないしインターネット上に公表する。

2005年度 研究・分析と追加調査

重点を各研究班による対象領域別の研究に 置き、研究を進める。研究成果の取りまとめ を開始するとともに、必要な限りで追加的・ 補充的な国内外調査を実施する。そして、継 続的な研究体制構築のために、立命館大学法 学部、大学院、研究所および国内外の関係研 究機関との連携、さらには、独自の研究セン ターなどの設立の可能性を追求する。

2006年度 研究のとりまとめ

研究の取りまとめを行う。国内外の事態が深刻化し、日本を含む国々の欧米型刑事司法が直面する課題に対して、広い意味での人権保障、「人間の安全保障」の観点から対応する、こうした視点が現下の国際犯罪現象への対応に貫かれなくてはならないことを明確かつ説得的に論証することをめざす。 なお、収集した資料、データを適切な形式のデータ

6

RitsumeikanUniversity

ベースに組み、公開する。

5.成果の公表

現時点の想定として、まず、(1)国際組織犯罪の 状況と特徴、(2)経済関係の犯罪の状況と 特徴、(3)「人間の安全保障」に関する状 況の特徴、の三基本分野で研究報告集を公刊 する。また、国際組織犯罪事情および「人間 の安全保障」に関する情報ネットワークを構 築し、その運用をはかる。

むすび

本研究のピークとなる2004年は、本学が計画している法科大学院の開設年度でもあ

この年に、最もホットで、もっとも国際的な取り組みにふさわしい「人間の安全保障」国際シンポジウムを開催することができたら、すばらしいと思う。もっとも、そのためには、本学の研究水準、研究ネットワークの確立、これを担う人的、知的な基盤の形成が必要した。

る。このプロジェクトを成功裏に推進して、

すはらしいと思う。もっとも、そのためには、本学の研究水準、研究ネットワークの確立、これを担う人的、知的な基盤の形成が必要となる。法科大学院や、他の研究ないし専門大学院の構築に関係して、いま、本学には、壮年および若手の研究者教員・実務家教員が多数、集まりつつある。こうした新しい人材がこのプロジェクトに参加し、このなか

で、経験を積んでもらいたいと思っている。

(おおくぼ・しろう 憲法)



本文中の写真はすべて右記より掲載 http://www.lex.unict.it/eurolabor/ricerca/intell6

_

『現代韓国の安全保障·治安法制』 プロジェクトの開始

徐 勝

文部科学省科研基盤研究(A)「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」(平成14年~16年代表・徐勝)が、先行する科研基盤研究(B)『現代韓国の法・政治構造の転換』に続いて採択となった。私個人としては、本学の専任教員として任用されてすぐ、韓国の法・政治と関わるプロジェクトが連続して採択された事は、幸運と言えよう。

前回のプロジェクト、『現代韓国の法・政治構造の転換』は、八年代後半以後の現代韓国の民主化過程に対応する憲法・刑事法・労働法・行政法・経済法等の国内法制の変動に関する分析であったが、今回のプロジェクトは、これに継承しつつ、現代韓国を安全保障・治安の面から検討することを課題とする。以下に、プロジェクトの概要を紹介する

1.研究対象と課題

本研究は、従来、日本側がほとんど踏み込むことがなかった現代韓国の軍事・治安法制についての韓国側研究者の協力をえておこなう実証的調査・研究である。

現代韓国は、八 年代来の民主化によって、法・政治体制の構造的な転換をとげつつある。本研究は、先行する科学研究費補助金基盤研究(B)『現代韓国の法・政治構造の転換』(1999(平成11)~2001(平成13)代表・大久保史郎・公法部門)における、民主化対応する憲法・刑事法・労働法・行政法・記済法等の韓国国内法制の変動の分析の成果重点的かつ実証的に調査・分析することを報題に対し、現代韓国の国内がで、一層の重要性をおびにいたする。この課題は、現代韓国の国内がでにとする。この課題は、現代韓国の国内がでに対していた。とくに、(a)2000年六月の「南北共島の変化のなかで、一層の重要性をおびにいた。とくに、(a)2000年六月の「南北共島の変化の本がで、(b)朝鮮半島の変化の本がで、(b)朝鮮半島の変化で、(b)朝鮮半島の変化・東アジアの平和・安全保障情

勢の変化、(c) 周辺事態法成立以降の日米安保・自衛隊の変容、(d)韓国における韓米軍事協力、とくに駐留米軍地位協定見直しの動き、(d)韓国の治安法制の変動と見直し動向が進行しつつある。以上をふまえた日韓両国の研究者による共同研究である。

具体的には、(1)米韓相互防衛協定・駐韓米軍地位協定、韓国軍の軍事指揮権移譲問題(太田協定等の)を含む現代韓国の軍事法体系、(2)国家保安法、国家情報院法、監聴法、保安観察法、集会・示威に関する法律等の、主に南北朝鮮の分断・対立から必要とされてきた国内治安法体系、(3)日米韓の軍事・安全保障協力の現状、(4)日米安保と韓米安保の比較研究、(5)治安・警察法制に関する日韓比較研究、(6)上記の課題に関する歴史背景・要因、以上の調査・分析を課題とする。

2.本研究の学術的特色

本研究の特色・意義の第一は、日本において、ごく部分的、概括的な紹介にとどまり、学術的な研究が皆無と言っても過言でない現代韓国の安全保障・治安法制に関する調査・研究という点である。第二に、昨年六月島・市工会である。第二に、昨年六月島・市工会である。第二に、明鮮半島・市工会を製造して、現代韓国の安全保障・治安・対外関係に、現代韓国の安全保障・治安・対外関係の、現代韓国の安全保障・治安・対外関係の、第三に、日本および東アジアの平和・安全保障論において、朝鮮半島の政治、韓国・中で安法制の研究は日本に正面から応える意義をもつ。

第四に、双方の研究協力の必要で一致した 日韓共同研究としての意義・特色をもつ。す なわち、現代韓国の安全保障・治安法制の調 査・研究について、韓国側からは、日本側に a

蓄積ある日米安保に関する研究をふまえた駐 留米軍に関する日韓比較や、日本の防衛政策 の変化を含む東アジア情勢に対応した安全保 障・治安体制研究が必要とされている。ま た、治安法制に関しても、日韓比較研究の要 望が出されている。他方で、日本側からは、 近年の日本の安全保障・治安法制の研究に とって、韓国の軍事・安全保障・治安法制の 実態・動向から学ぶ意義は大きい。とくに、 日本における軍事・治安法の研究は概して、 歴史的なそれに比重がかけられ、市民生活と の関係をふくめた現代的、現状分析的な調 査・研究が遅れている。この点での韓国側か らの研究協力の意義は大きい。なお、本研究 において、現代韓国の軍事・治安法体系を対 外関係、政府の政策、司法判断、政党政治、 地方自治、市民・住民運動との連関性など、 多面的におこなう点で、合意をみている。

本研究は、内外両面で急激な変動期にある 現代韓国の法・政治構造の包括的研究の一環 であり、これを推進する日韓共同研究体制・ ネットワークが形成されたので、今次、申請 に至った。

3.日本側研究組織

1)学内:代表・徐勝(比較人権法)、事務 局長・中島茂樹(憲法)、生田勝義(刑法)、 徳川信次(国際法)、大久保史郎(憲法)、 松宮孝明(刑法)、吉田美喜夫(労働法)、赤澤 史朗(日本政治史)、松本克美(民法)、永 田秀樹(憲法、国際関係学部)、文京洙(朝鮮 語・朝鮮政治、国際関係学部)黄盛彬(メディア論、日韓文化比較、産業社会学部)、実務 幹事・南裕恵(法学部非常勤講師)

2)学外:山内敏弘(憲法、一ツ橋大)、水島朝穂(憲法、早稲田大)、豊下楢彦(国際政治、関西学院大)、林哲(国際政治、韓国現代史、津田塾大)

4.韓国側研究組織と業績の紹介 代表・韓寅燮(Han, In-sop)

国立ソウル大学校法科大学副教授(刑法・刑事政策)法学博士(ソウル大)

著書: 『権威主義刑事法を越えて』(同星社2000)。『韓国刑事法と法の支配』、『公務員不正の処罰実態及び防止対策』(監査院不正対策委員会提出報告書、第28集、1998)「無期受刑者の施設内適応と社会復帰に関する研究」省谷文化財団『研究省谷論叢』第32巻中、2000。「米国矯正施設とその運用上のジレンマ」(『矯正』第286号、2000.)

事務局長・曺國 (Cho, Kuk)

国立ソウル大学法科大学助教授(刑事法) 法 学博士(ソウル大)

著書:『良心と思想の自由』(本の世界2001)『実践法学入門』(学民社 1991.10) 『Exclusion Illegally Obtained Evidence in Search-and-Seizure and Interrogation』 University of California at Berkeley School of Law 1997.12,

論文:「『反人権的国家犯罪』の公訴時効停止、排除と遡及効禁止の原則」『刑事法研究』(17号、2002.6.)「特別検事制再論」『刑事政策』(14巻1号、2002.06.)「Unfinished "Criminal Procedure Revolution" of Korea after Democratization」Denver Journal of International Law and Policy 30巻3号、2002.05.

鄭鍾燮 (Chung, Jong-sop)

国立ソウル大学校法科大学助教授(憲法・ 憲法裁判) 法学博士(延世大学校)

著書: 『憲法研究(1)』(哲学と現実社、1994)『憲法研究(2)』(哲学と現実社1996_A)『憲法判例研究(1)』(哲学と現実社、1998)『憲法裁判所研究(1)』(哲学と現実社、1995)

鄭印燮(Chung, In-sop)

国立ソウル大学校法科大学副教授(国際法)法学博士(ソウル大学校)

著書: 『国際法の理解』(洪文社、1996) 『在日僑胞の法的地位』(ソウル大学校出版部、1996)「無国籍者の地位に関する協約」 『国際機構と韓国外交』(民音社、1996)

金昌禄(Kim, Chang-rok)

国立釜山大学校法科大学助教授(法哲学、 法思想史)法学博士(ソウル大)

著書: 共著『韓国法の理解』(斗聖社、1996)「日本軍'慰安婦'問題の法的解決のための模索 下関判決を中心に」(大韓弁護士協会 『人権と正義』第176 号、1998)

「日本国憲法に対する法思想史的考察」 (『法史学研究』第16号1996)

趙始顕(Cho, Shi-hyung)

聖信女子大学校法学科助教授(国際法)法 学博士(ケンブリッジ大学)

著書:「人道的介入と国際法:人権と平和の矛盾」『人権学術会議2001:韓半島の平和と人権』(韓国人権財団資料集、2001)「韓国戦争の国際法的性格」『法学』第41巻2号(ソウル大学校、2000) Applicability of International Humanitarian Law to International Armed Conflicts, Ph.D Dissertation, University of Cambridge, 1996 宋側底(Song, Gang-jik)

大邱カトリック大学校法政学部助教授(労働法)法学博士(法政大学校)

著書:『韓国労働法』悠悠社、2001(日本語)「団体交渉の対象-人事・経営事項を中心に」『労働法の争点と課題』(法文社、2000)「公衆保険奨学医師の配置命令事件」(1999)「労働判例批評」(民主社会のための弁護士会編2000)「労働者の良心の自由 日

本判例を中心に」『労働法学』(韓国労働法学 界雑誌 第10号、2000)

朴洪奎(Park, Hong-gyu)

嶺南大学校法科大学教授(労働法、人権法) 法学博士(大阪市大)

著書:『社会政策 社会保障法』(韓国 三 英社、1998)『william Morrisの生涯と思 想』(韓国 介馬高原、1998)『法は無罪であ るか』(韓国 介馬高原、1996)『法と社会』 (韓国 江原大出版部、1992)『英国労働運動 の歴史』(韓国 嶺南大出版社、1992)

張達重 (Chang, Dal-joong)

ソウル大学校社会科学大学政治学科教授(北朝鮮政治論、日本政治論)政治学博士(カリフォルニア大学バークレー)

著書:「アジア太平洋地域安全保障体制の変化と相互協力 - エネルギー、環境、情報」(国際研修協力主体国際会議、nov.2000)「日本の国際化と政治体制の変化」『国際地域研究』(vol.9,no.3 2000.7)「南北頂上会談の意義と政策提言」『統一経済』(2000)

李錫兌 (Lee, Suk-Tae) 弁護士

著書: South Korea: Implementation and Application of International Human Rights Covenants, [Mishigan Journal of International Law] 1993 summer. 重要弁論事件:梅香



2002.6 ソウル法科大学研究棟前にて中島教授と

RitsumeikanUniversity

里騒音被害訴訟(2001)、同性愛教科書修正信性事(1999)、未決囚囚衣着用憲法訴訟事件(1999)、国定教科書制度憲法訴願事件(1990)

実務幹事:文竣暎(Moon, Jun-young) ソウル大学校法科大学助手(行刑法)

5.研究計画

研究は日韓共同研究と、その準備研究としての学内研究会の二本立てで行う。

(1)日韓共同研究:基本的に年二回とするが、最終年度は1回である。以上の事をふまえて、徐勝、中嶋茂樹は2002.6.14~17の間は韓国に出張し、韓国側と共同研究の基本方向と日程を協議し、次のように決定した。

1)第1回日韓共同研究(2002年10月24(木)~27日(日)、ソウル)「21世紀北東アジア平和・安全保障情勢の変化と日韓の安保・治安法制の構造」) 総論と現状認識として位置づける。

第 1 日目:10月25日(金):共同研究1部 (15:00~19:00)

21世紀東アジアの安全保障・平和・人権 (山内敏弘一橋大教授) 21世紀東アジアの 安全保障・平和・人権(韓国側未定)

第2日目:10月26日(土)共同研究2部(10:00~12:00 14:00~17:30) 21世紀北東アジア平和・安全保障情勢の変化(豊下楢彦) 南北和解・協力(太陽政策)と韓国の安全保障体制(張達重) 韓国の軍事・治安法制の構造(韓寅燮) 有事法の諸問題(中島茂樹)

第3日目:10月27日(日)フィールドワーク(8:00~18:00)38度線、都羅駅、東豆川 (米第2師団)など見学

2)第2回共同研究(2003年2月:立命館大学)「韓国新大統領選出後の情勢の変化と有事法」

第1日目(10:00~12:00 14:00~ 18:00) 韓国新政権と南北朝鮮・米・日関 係(徐東晩・尚志大学教授) 日本の対北朝 鮮政策と軍事化(未定) 周辺事態法から有事法制へ 戦後日本憲法構造の変遷(未定)

韓国の国家緊急権(曺國) 有事法制と人権 いわゆる「有事=非常事態」の国際的基準との関連で(徳川) 戦争・戦争産業と労働人権(朴洪奎) 韓国と日本の安保意識の比較(黄盛彬)

3)第3回共同研究会(2003年6月:沖縄「米軍と日韓の安全保障・人権」) 沖縄の米軍基地(未定) 韓国の米軍基地(未定) 日米安全保障条約と沖縄(水島朝穂)

駐留米軍地位協定の比較(李章熙) ドイツ、NATO、韓国などの比較検討 米軍基地犯罪(未定) 軍基地公害 梅香里(メヒャンリ)射爆場訴訟から(李錫兌)

第3日目、フィールドワーク:嘉手納米軍 基地など

- 4)第4回共同研究会(2003年11月:韓国、「治安法と人権」) 韓国の治安法法体系(韓寅燮) 日本の治安法体系(松宮孝明) 盗聴・盗聴法(韓国・日本) 住民登録と住民統制(韓国・日本) 国家保安法、特別刑法(韓国) 情報機関と人権(韓国)
- **5) 第 5 回共同研究会 (**2004年6月:日本、「まとめ」)

<u>(2)</u> 2002 **年度学内研究**会 毎月第2 水曜日の午後4:00~を予定する。

第1回(5月22日)「現代韓国の安全保障・治 安法制研究の方向」徐 勝

第2回(7月24日)「光州民衆抗争と軍部国家 の衰退」鄭根埴(全南大学)

第3回(10月9日)「日本の治安法 - 戦前から 戦後へ(仮)」中山研一

第4回(11月13日)「戦後の治安体制の特質」荻野富士夫(小樽商科大学)

第5回(12月11日)「軍と地域社会(仮)」 荒川章二(静岡大学)

(そ・すん 比較人権法)

--

『グローバル化と現代国家 国家・社会・ 人権論の課題 』出版の記

安本 典夫

グローバル化(Globalization)というのは、いうまでもなく、国と国の間の関係の変化にとどまらず、国境を越えた人の関係の深まり、それに伴う国内の社会編成と人の考え方の変化、ひいては国民国家の位置づけの変化までをとらえようとする言葉である。もちるん、それが果たしてどういう意味をもった。どういう評価をすべきかについれていか、どういう評価をすべきかについれている場合では、対しるグローバル化の必然性、必要性を強するもの、経済その他におけるアメリカンスタンダードの地球規模での貫徹を見るもの、なットの必要性を論ずるもの。

これらを、各分野で具体的に検討しながら、国内にまでいたる社会編成の変容とそこでの人間の尊厳、人権のあり方を明らかにすることが求められている。

そのような問題意識をもって、我々は1998年4月に、立命館大学人文科学研究所研究プロジェクト「国際化社会における社会システムと人間の権利」を3ヵ年計画で発足させた(今では、「国際化」ではなく「グローバル化」がより適切であったと思っている)。研究会メンバーは法学部教員が中心であるが、他学部教員、そして法学研究科大学院生も含んでいた。研究会代表は中谷義和法学部教授、そして専任研究員が私である。

以後、3年間にわたり共同研究を重ねてきた。初年度は、国民国家論と、そしてどちらかといえばEUに重点をおいて、第2年度はアジアのグローバリゼーションに重点をおいて、そして第3年度はグローバリゼーションをとらえる方法論とその視点に重点をおいて研究会を進めてきた。研究会メンバーはこのような研究テーマを真正面からかかげて研究をしてきた者ばかりとはいえず、またより広



い観点からの検討を行う必要もあり、研究会では、多くの研究会メンバー外の方にもご報告をお願いした。

出版については、第3年度で十分に意識はしていたつもりであるが、具体的な出版計画をたてるのは、結局、第3年度の終わりころに、そして現実の執筆は4年目の2001年にならざるをえなかった。出版は、人文科学研究所研究叢書第15輯として、大学からの出版助成を得て、そして御茶の水書房に引き受けていただいてすることができた。

本書は3部からなる。

第一部「グローバル化とパラダイムの変容」は、グローバル化の現代的現象の中で、伝統的パラダイムには収まりきれない状況と、それがどのような方向に向かおうとしているのかについて論じた以下の4論文を収録している。

中谷義和「グローバル化と民主政の課題」 徳川信治「国際法における個人」

堤 功一「グローバル化、国家主権、人権 保障、人道的介入」

堀 雅晴「ガバナンス論争の新展開

学説・概念・類型・論点 」

第二部「グローバル化と国内法制の展開」 は、グローバル化が国内の社会編成のあり方

RitsumeikanUniversity

の変容をも迫るものであることを、その法制 の展開の中にみようというものである。以下 の3論文が収められている。

吉田美喜夫「グローバル化とタイ労働法の 改革」

米丸恒治「グローバル化と個人情報保護法制の課題 ドイツ個人情報保護 法制の到達点を中心に 」

安本典夫「EUとイギリス都市農村計画法制の展開」

第三部「グローバル化と国民国家」は、グローバル化の下における国民国家の相対化とナショナル・アイデンティティの問題を、一方では国内における自治権拡大・独立運動との関わりで、他方では国家を超えた統合の動きとの関わりで検討しようとするものであり、次の3論文よりなる。

南野泰義「北アイルランド紛争における 『政治的暴力』とテロリズム 武装解除問題をめぐって 」

小堀眞裕「沖縄・スコットランド・ウェールズにおけるアイデンティティと政治意識 国民国家相対化のグローバリゼーションを見据えて。

中谷 猛「国民国家の変容とナショナル・ アイデンティティ ヨーロッパ 統合化のフランスの視野から」

これらの諸論文の中には 私自身のものは"十分に展開できなかった、むしろこれからだ"という思いが強いが 随分力のこもったものが見られると思う。グローバル化というもののもつ多様な意味、国内も含めた社会編成と、そこでの人権のあり様の変容の様々な局面を法学・政治学のサイドから切り込む、という1つの作業はできたのではないか、と考える。

しかし、研究会の持ち方としては反省する ところが多い。教育と大学行政の非常な多忙 の中で、研究会をもつこと自体がむずかしい という問題はさておくとしても、特に、研究 の視点、グローバル化の持つ意味などについて、もっと早い段階で、もっとお互いの違いをはっきりさせた上でその 共通認識の部分を広げていくという、つっこんだ議論が必要であったと思う。

それにもかかわらず、研究会メンバー内外の方には随分とお世話になった。本書の「あとがき」に書いたように、H・ホフマン、山口定、安江則子、牧田幸人、平野仁彦、田中彰夫、スングサン・ウドムシルプ氏にもかかわらず、オナフ、徐勝、内山昭田理は、メンバーでないにもかかわらず無理はは、メンバーでないにもかかわらず、それぞれの方には、とりの規定で、謝礼は一切なしである。レカチの規定で、非常に豊富な内のしたもかかわらず、それぞれの方には、レクチャーをいただいた。改めてお礼申し上げる次第である。

また、人文科学研究所の田坂和美、山本美奈、高橋千穂里、杉本弥生各氏には、収書や研究会資料作成、研究会案内・会場設営その他研究会運営 全般にわたりいろいろとお世話になった。あつくお礼申し上げたい。

ただ、研究会に大学院生も含め若い力を もっと活かして推進力とすべきであった。研 究会を行い、成果を出すのは、まさにこのよ うな様々な営為の総合であるとつくづく思 う。それにつけても、それらを束ねる幹事役 であるべき専任研究員としての非力をも反省 している。

なお、本年6月7日(金)に、研究会メンバーでもある大久保史郎、伊藤 武夫両氏による書評という形で本書の合評会をもつことを試みた。研究プロジェクトの研究サイクルとしては、 企画、 研究、 成果公表、そして 評価があるが、この最後の段階を自己評価として行ったものである。 今後、より広い場で、これがまな板にのせられ、この問題についての、そして何よりも我々自身の研究の新たな展開につながることを願っている。

(やすもと・のりお 行政法)

『草創期のアメリカ政治学』 (ミネルヴァ書房)を刊行して

中谷義和

わが国のアメリカ政治史研究には、戦前からの業績も含めて、すぐれたものがある。だが、政治学史の研究領域にあっては、個別研究の点では高い水準のものが残されているが、その体系的業績には乏しいという印象を免れえない。

筆者は、その都度に、アメリカ政治学史にかかわる小論を残してきたが(例えば、共編著『現代の政治理論家たち』、法律文化社、1997年)、アメリカ政治学史を「草創期」から体系的に整理してみたいと思い立ったのは、1994年初秋から1年間、トロント大学で在外研究期を過ごすことになった折のことでなる。この期間中に資料を集め、整理するとともに、帰国後、少しずつ小論を公表することになった。これをまとめ、書下ろしと既公表の小論から編成したものが本書である。

アメリカ政治学史の時期区分は、視点と論 点を異にすると多様でありえよう。本書で は、1880年代に主要諸大学で政治学大学院が 設置され、政治学の体系的研究の制度化をみ たことをもって、アメリカ政治学は「形成 期」を迎えたものとした。本書は、ここに至 るアメリカ政治学の局面を「草創期」とし、 この局面の「草分け」たちによる政治学の隅 石を据える営為を辿るものであり、世代的に は1840年代末までに生まれた研究者をもって 区切りとした。というのも、これは、ひとつ の年代区分であることにもよるが、1880年代 を端緒とする「形成期」のアメリカ政治学 は、南北戦争前夜の50年代から再建期に生ま れた世代を主要な担い手として新たな展開を み、1903年の「アメリカ政治学会」の創立に 連なっているからである。したがって、アメ リカ政治学の「草創期」は、大略的には、建 国から内乱前夜の時期にあたる。

「草創期」のアメリカ政治学の対象とした のは、F.リーバー(1800 72年)、T.D.ウル



ズィ(1801-89年)、J.W. バージェス(1844-1931年)、J. メーシー(1842-1919年)であ る。この4人の政治研究者は、この時期のア メリカ政治学を代表する位置にある。つま り、ドイツ移民のリーバーはアメリカ政治学 の源流に位置し、コロンビア大学の「歴史学 と政治学教授」に就くことで政治学ポストの 公的認知の嚆矢とされ、彼のもとで多くの政 治学者が輩出されることになる。バージェス はリーバーの後任にあたり、彼のもとで政治 学大学院 (School of Political Science)が 創設されるとともに、「民族主義的国民国家 論」が展開され、「理念の共和国」=アメリ カの歴史的使命が闡明されている。また、ウ ルズィはイエール大学における政治学の開学 の祖にあたり、「道徳哲学的・歴史学的政治 学」が講述され、メーシーにおいては、世紀 転換期のアメリカ社会の構造的変貌とも重 なって、現実政治の分析と政治学の科学化が 提唱され、政治の民主化に促迫されつつ政治 動態の分析への転換が急がれている。

以上の4人の政治研究者が生きた時代は19世紀から20世紀前半である。この時期は、アメリカ史に即してみると、南北対立の表面化

1.5

と内乱から世紀転換期の諸矛盾の噴出と政 治的対応や、第一次大戦への参戦を経て大 恐慌に至る局面に、また、学史的には、大 略的に、ドイツの知的影響をとどめた国家 学的・制度論的政治学から政治の現状分析 と社会学的アプローチをもって政治学の 「アメリカ化」へと移行する局面にあたっ ている。本書は、この局面における研究者 たちの政治学的営為を方法と理論の特徴に 即して学史的に辿ることを主要課題として いるが、とりわけ政治学は時代状況や時代 の課題を反映するものであるだけに、歴史 的脈絡をも視野におさめることにし、その ために、各章の冒頭にそれぞれの略伝を付 し時代状況と個人史を概観した。この点で は、学史と歴史の2重の脈絡主義的視点に おいて個別研究者の営為を位置づけること に努めた。

こうした研究者については、わが国においても早くから注目され、翻訳も残されている。すなわち、リーバーについては、林薫訳『自治論』(抄訳、1880年)と澤柳政太郎訳『政治道徳学』(全2巻、1902年)が、ウルズィについては、妻木頼矩訓点『公報便覧』(1878年)が、また、バージェスについては、高田早苗・吉田巳之助訳『比較憲法論』(1908年)が残されている。さらには、リーバーはブルンチュリとの親交も深かっただけに、その論稿にはリーバーが繰り返し登場しているし、小野梓(1852 86年)の『国憲汎論』(明治16 18年)にはベンサムとミルと並んでリーバーやウルズィもしげく引用されている。

終章(第5章)には、既発表の2つの論文を収めた。それは、J.C.カルフーン(1782 1850年)とH.D.クローリー(1869 1930年)の政治理念にかかわるものである。この論文は、いずれも、かなり以前に公表したものであるだけに、追記を付して、その後の研究状況を紹介している。この2人は大学などで政治研究に取り組んだわけではないし、クローリーは1850年以降に生まれているので、本書の脈絡か

らすると、ややその外にいることになる。だ が、両者は学史的には無視しえない位置にい るので、2本の論文を1章として本書に所収 した。この2人の政治理念をひとつの章に 括ったのは、時代と理念を異にしながらも、 ひとつの危機の局面ないし移行期にあって国 民統合の理念を模索したという点で共通のも のを認めることができるからである。すなわ ち、カルフーンは南北戦争の淵にたって「競 合的多数制論」をもって内乱の回避に腐心 し、クローリーはアメリカ社会の構造的変貌 のなかで「革新的民主政」の理念をもって 「将来のアメリカ像」を提示している(カル フーンについては、既に、小著『アメリカ南 部危機の政治論』、御茶の水書房、1979年が ある)。

巻末に付録として、J.G.ガネル(ニューヨーク州立大学)の「アメリカ"多元主義の系譜"マディソンから行動論まで」と題する翻訳を所収したのは、J.マディソンからA.F.ベントレーを経て現代の多元主義政治論の系譜について論じたものとなっており、その行論が本書のテーマと深く関わるものであるだけに有益であると判断したためである(筆者によるガネルの訳書としては次がある。『アメリカ政治理論の系譜』、ミネルヴァ書房、2001年)。

なお、やがて、「形成期」の担い手として、50 60年代生まれの錚々たる政治研究者が登場することになるが、その代表的政治研究者に1850-1901), Henry J. Ford (1851-1925), W. Wilson (1856-1924), A. Lawrence Lowell (1856-1943), William A. Dunning (1857-1922), Frank J. Goodnow (1859-1939), Westel W. Willoughby (1867-1945), William F. Willoughby (1867-1960), Mary P. Follett (1868-1933).

各論には濃淡はあるし、論述すべき点も多く残しているが、今後の研究のひとつのたたき台となりうることを期待するとともに、「形成期」アメリカ政治学へとつなげるステップとしたいと考え上梓した次第である。

(なかたに・よしかず 政治学)

16

『時効と正義』を刊行して

松本克美

1 本年3月に、この14年間にわたり書きためてきた論稿を集めて、若干の加筆を行なった上、表題の単著として刊行をした(日本評論社より3月刊)。

本論文が取り扱うのは債権なかでも損害賠 償請求権の消滅時効・除斥期間の問題であ る。今日、消滅時効や除斥期間の問題は、単 に理論的な関心の対象であるよりも、優れて 実践的な争点として、裁判上激しく争われて いる。その典型的な訴訟が、じん肺訴訟や戦 後補償訴訟、ハンセン病訴訟など、被害や権 利の性質から、被害者の権利行使が客観的に 期待不可能ないし期待困難な訴訟である。こ れらの訴訟においては、被害者の損害賠償請 求権の成立自体にも多くの理論的問題点があ るが、幾多の困難を乗り越えて加害者側の責 任が法的に認められたとしても、時効の援用 や除斥期間の適用が認められるならば、損害 賠償請求は無に帰してしまうのである。まさ にこれらの訴訟においては、時効や除斥期間 という争点こそが「天王山」なのである。

本論文第一部理論研究編では、現在裁判上 或いは学説上激しく争われている次のような 問題、 時効期間の長さの妥当性論、 起算 点論、 時効進行論(法律上権利行使が可能 であった上で、なおかつ、時効を進行させる べきか否かという問題をめぐる議論)、 時 効援用論、 除斥期間論を検討し、筆者なり の私見を展開した。また、常に時効の援用が 問題とされるじん肺訴訟や戦後補償訴訟にお いて、これらの訴訟における時効の援用が たして妥当性を有するのか否かを、第二部判 例研究編で具体的に検討している。

本論文を貫く一つのモチーフは時効や除斥期間により権利の消滅を帰着させることが果たしていかなる意味で妥当であるのかという問題意識である。本論文第一部の第二章では、消滅時効、除斥期間制度と時効起算点の一般原則である「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」との関連性を論ずる中で、権利行使可能性を前提とした権利不行使への非難性こそを



時効・除斥期間の存在理由の中核に据えるべきであり、そのような権利行使可能性がない場合の時効の進行論への批判と権利行使可能性を中核とした時効論の提起をしたものである。

更に、本論文第一部第四章では、消滅時効 や除斥期間制度が一方で「法的安定性」の実 現を意図した制度でありながら、一定の紛争 類型においては、その解釈運用がかえって紛 争解決を阻害し、法的安定性を害している面 があることを法社会学的に分析しようとした ものである。そこでは従来法社会学で論じら れてきた権利の未成熟という問題とは別に、 <権利行使条件の成熟度>が問題となる紛争 類型があって、そこではまさに権利行使の< 機が熟する > ことが訴訟提起にとって必要な こと、こうした紛争で時の経過の一時によっ て責任を免れることを認めることは紛争を解 決するどころか激化させること、他方で、こ うした紛争では被害が長期に放置されてお り、命のある限りの解決も視野に入れた場合 には、訴訟とは別の立法による解決も志向さ れるべきことを論じている。

2 私が研究者を目指して1979年に大学院に進んだ際、修士論文として選んだテーマが安全配慮義務論であった。本書が扱っている損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間の問題については、この安全配慮義務論の研究の中で、そもそも安全配慮義務という法的構成が

消滅時効期間の問題と関連していることを裁 判例の分析を通じて改めて確認したことから 本格的な検討を開始することとなった。その 研究の初発ともいうべき論文が本書の第一部 第一章に収めた「時効規範と安全配慮義務」 と題する論稿である。この論文は私が前任校 の神奈川大学短期大学部時代に発表したもの であるが(1989年)、ちょうどその執筆過程 で、全国じん肺訴訟弁護団で活躍されている 小野寺利孝弁護士、山下登司夫弁護士らから じん肺訴訟で常に問題となる損害賠償請求権 の消滅時効の問題について学者の協力を得ら れないかという要望があり、それに応える形 で母校早稲田の牛山積先生らとじん肺と時効 をめぐる研究会が立ち上がり、私もそれに加 えていただいた。じん肺訴訟と私のかかわり は、その頃から始まるが、じん肺症とそれを 取り巻く労働環境、使用者の安全配慮義務違 反の実態などを知るにつけ、このような被害 に対して消滅時効を援用することの妥当性に 疑問を覚え、この論文や、それを元にした私 法学会報告でも、じん肺訴訟は、時効の援用 が信義則・権利の濫用にあてはまる典型的な 事例であると強調した。これらの論文は、当 時小野寺、山下両氏も原告側代理人としてかか わり争われていた常磐じん肺訴訟において も、原告側から書証として提出された。そし て、1990年この常磐じん肺訴訟において、日 本で初めてじん肺訴訟における被告企業側の 消滅時効の援用が著しく正義に反し、権利の 濫用として許されないとの画期的判断が下さ れることになるのである。

3 また90年代中ごろからは、中国人戦争被害者弁護団の中心メンバーとして活躍されるようになった小野寺弁護士から、戦後補償訴訟における時効・除斥期間の問題と強制連行・強制労働の問題についての意見書提出を求められ、劉連仁訴訟では、昨年7月12日の東京地裁判決において、国側の民法724条後段の除斥期間の適用の主張につき、本件では「正義公平の理念に著しく反している」として、戦後補償訴訟で初めて除斥期間の適用を制限する画期的判決が下された。また、これも私

が原告側意見書を提出していた筑豊じん肺訴 訟控訴審判決では、じん肺訴訟としては11年 ぶりに使用者の消滅時効の援用を「著しく正 義に反し、条理にも悖る」として斥け、この 点での原告側逆転勝訴となる判決が出され た。更に今年の4月26日になって、中国人強 制連行・強制労働訴訟の福岡地裁判決で、今 度は、企業の不法行為責任を認めるととも に、企業側の消滅時効・除斥期間の適用の主 張につき「その責任を免れさせることは、正 義、衡平の理念に著しく反するといわざるを 得ず、その適用を制限するのが相当である」 として、企業の不法行為責任に基づく損害賠 償を命ずる、これも初めての画期的判決が下 された。じん肺訴訟や戦後補償訴訟などで は、時の経過の一事により権利を消滅させる 時効制度や除斥期間制度の存在理由からし て、その適用を制限すべきであるという観点 から理論構築を行い、意見書提出などでかか わってきたこれらの訴訟で、結果的に私の主 張と同様な結論が次々と認められるように なってきたことは、感慨深いものがある。

4 社会の現実が提起する新しい諸問題に 理論がどのように応えるべきなのか、応えら れるのか。研究者を志して大学院に進学して 以来、私の頭の片隅に常にあったのはこの問 いである。本書は、この問いに対する答えを 模索しつつ研究を進めてきたこの十数年間の 私の歩みの記録であり、更なる前進を進める ための覚書である。残された課題は大きい。 とりわけ、本書では、書名とした「時効と正 義」に関して、まずは実際の訴訟で争われ、 焦眉の課題となっている法解釈論的諸問題の 検討に焦点を据えている。副題に「消滅時 効・除斥期間論の新たな胎動」としたのもそ のためである。次に「時効と正義」の原理論 編を執筆し、出版すること。これが今後10年 間の私の研究目標の一つである。

最後に、本書の成立にあたっては、立命館 大学から博士号奨励出版助成金の支援を受け たことを謝意をもって記しておきたい。なお 博士号の学位は、指導教授篠塚昭次先生から のお薦めもあり、母校の早稲田大学に申請さ せていただいた。(まつもと・かつみ 民法)

--

2002年度日本刑法学会・ワークショップ 「少年司法と修復的司法」

葛野尋之

1 修復的司法(restorative justice)とは、伝統的な応報的司法が犯罪を国と犯罪者との関係で捉えているのに対し、犯罪を加害者と被害者との関係として捉え直し、犯罪処理を両者の関係修復を目的としたものに再構築しようとするものである。被害者と加害国の関係修復によって、両者の癒し、被害回と対会復帰・再統合を実現しようとする。後後復帰・再統合を実現しようとする。修復的司法の構想は、犯罪抑止を目的とする。を対け、犯罪抑止を目のとする。の現代的到達点としての厳罰政策の行き詰めり、その現代的到達点としての厳罰政策の行き詰めりを示すものであるが、刑事法の基本に関わる様々な問題をめぐって大きな理論的変化を生み出すことも事実である。

従来、被害者と加害者双方の癒し、被害者 参加・被害回復と加害者の権利保障や社会られ 再統合の両立は不可能ないし困難と考えられ てきた。被害回復の社会的サポートはなお貧 弱である。被害者の手続参加について、現在 までに刑訴法改正、少年法改正が行われば、 が、これには、被害者の癒しにならなを もいたながり、適正な量刑や処分決定を 対か、被疑者・被告人、少年の手続的権 制限につながり、適正な量刑や処分決定を 対かて困難にする、という批判があった。対 国家のwin-loseモデルの刑事手続下での被 えって困難にする。これに対対 国家のwin-loseモデルの刑事手続下でが 対害 を 復的司法は、被害者と加害者の直接対の癒 を 極犯した手続を構想し、それは双方の癒 の両立を目指すwin-winモデルである。

修復的司法は、世界的にも日本においても 最大限の理論的・実践的関心を集めている が、今回のワークショップでは、特に少年司 法との関連で修復的司法について考えるもの とした。修復的司法が被害回復の支援と加害 者の社会的再統合を両立させようとするもの であるがゆえに、実際、修復的司法の理念を 発展させ、実践が展開されてきたのは、多く の場合、少年の成長発達・非行克服支援よる 社会的再統合を強調してきた少年司法においてのことであった。

以上の点をオーガナイザの葛野が確認した 後、まず二人の会員から、理論的課題に関す る問題提起的報告を受けた。

2 赤池一将会員(高岡法科大学)によれ ば、16世紀から18世紀を通じて、裁判と処罰 に基礎を持つ国王の司法モデルと、交渉と賠 償を基礎とする修復的司法モデルの二つの司 法モデルが共存していた。しかし、国王は刑 罰権と同時に赦免権をも有しており、そこか ら処罰と赦免は、公的秩序を維持するための 補完的な二つの部分を構成していたと見るこ とができる。現在フランスで修復的司法とし て語られている内容には極めて多様なものが あるが、それらを被害者への配慮の問題化な いし制度化の主張と捉えるとすると、それは 加害者の保護・健全育成を理念とし、被害者 との関わりを閉ざす少年法領域において最も 充足されることになる。ここでは、少年法の 理念の変化を補完する政策として修復的司法 論が機能する可能性が認められることにな る。ただしその際、少年司法をめぐる現在の 修復的司法論が、司法モデル化した少年司法 と補完的なものになる危険性に留意する必要 がある。

山口直也会員(山梨学院大学)によれば、アメリカの少年司法の場合には、厳罰主義を補完する形で修復的司法論が展開しており、被害者の権利・利益の保障、地域社会の安全、そして加害者の社会復帰という三者がそれぞれ対抗する中に生まれるストレスをバランスよく解消できるものとして、均衡的修復的司法というアプローチがとられるようになっている。そこには、少年の刑事責任の積極追及という動きにつけ加えられた、厳罰化の新たな局面が看取できる。被害者ニーズの

満足は少年のアカウンタビリティの充足に置き換えられて、結局、少年に過酷な贖罪のプロセスを踏ませようとするものであり、また、コミュニティの安心感を強調することによって少年の社会的監視と排除という要素が生み出される。

少年司法における修復的司法の強調に は、・修復的司法は、介入の可及的抑制とい う少年司法本来の要請から離れて、そもそも ネットワイドニングを目指した少年司法を目 指しているということ、・少年法の理念ない し福祉的性格にアンバランスの種は内在して いるのに、少年の発達援助と被害者の権利 (ないし加害者の責任)や地域社会の安全と の間でバランスを取ろうとしており、少年法 の司法的性格を際立たせるものとなっている こと、・アカウンタビリティが被害者の権利 保護と容易に結びつくことで、少年法の目的 が子どもの健全育成(=成長発達保障)から 被害者や地域社会への贖罪へと変質していく 契機を持っていること、・被害者との関係修 復という要素の比重が増すことによって、少 年司法本来の使命であるはずの少年の要保護



性の認定およびそれに応じた処分・矯正教育 を歪めてしまうこと、という危険がともな う。

3 次いで、会場からの話題提供として、 千葉県弁護士会・山田由紀子弁護士からプカンファレンスを目指して千葉で取り組まして、 でいる「被害者加害者対話の会」の実践にないて、東京弁護士会・杉浦ひとみ弁護士会・杉浦ひとみ弁護士会が不大活動、被害者代理人の実践例が報告された。日本においても、修復的司法の実践がまた。日本においても、修復的司法のにおける状況上 西氏から、アメリカ取材の経験から、コミ・修復的司法の幅の広さからくる多様な選択肢の一つとしての位置づけ、などについてコメントが寄せられた。

これらを受けての自由討論は、修復的司法 のワークショップらしく、和やかな雰囲気の なか活発に行われ、本質的問題にも触れるも のとなった。

修復的司法は、被害者参加、謝罪、賠 償、調停、加害者・被害者・地域の対話、共 感、赦し、和解、社会的再統合、エンパワメ ント、自治的解決などをその本質的要素とす る。いずれも、応報と抑止を目的とする伝統 的刑事司法からは排除されてきたものであ る。修復的司法は、加害者の謝罪・賠償と被 害者の赦しの取引交渉を意味するものでは決 してない。被害者が、そして加害者もそれぞ れの回復ニーズを満たすための法的・社会的 サポートを受けたうえで、両者のあいだに憎 悪や敵対を超えた新しい関係を再構築しよう とするものである。直接対話はその中核的局 面であり、加害者は被害者の具体的な痛み・ 苦しみに直面しつつ共感し、それが加害につ いての責任の自覚を生むのである。この前提 として、加害者における自尊感情・自己肯定 感の回復が不可欠である。ここに、少年の成 長発達・非行克服を支援する少年法と修復的 司法の結節点がある。

(くずの・ひろゆき 刑法)

チャールズ川の流れに

平野仁彦

在外研究の機会を与えられ、私は2000 年9月からの1年間を米国のハーバード大学 で過ごした。

ロースクールと哲学科で研究を行ったが、 その内容、成果および帰国後の事情について は別途、報告書に記したことがある。ここで は、法哲学研究にかかわる雑感を、印象的で あったチャールズ川の流れにことよせて少し 書いておきたい。

周知のように、ハーバード大学は米国北東部、ボストン湾からチャールズ川をしばらく上った川の辺にある。川をはさんで北東へ広大なキャンパスがひろがっており、川は、大学の活動にさまざまな面で活力を与えているように見える。

初めて大学へ向かった日、私は道を間違えて川へ出てしまった。以来、大学から下宿までの帰路、少々遠回りであったが、私はその川沿いの道を時折好んで歩いた。

流れる川は法のことに関しても多くのこと を考えさせる。

かつて私は講義で、領域横断的な法哲学的 考察の特徴を、工場や病院、商店、学校、住 宅など、人々の日々の営みに水がなくてはな らないように、多様な生活領域のそれぞれにおいて、人々に秩序立った活動の拠り所を与えているのが法であり、やや高みに登ってその体系的連関や根本原理を追究するのが法哲学の課題である、と述べたことがある。

水の比喩は必ずしも適切ではないが、法は、秩序形成の便宜や権力的支配の道具となるだけでなく、権能を与え、予測可能な行為類型を示すことによってたしかに、人々に生きる力を与える方向でもはたらく。ロースクール図書館には、修了者に学位を授与する際の次のような言葉を記した銘板が掲げられていた。「皆さんはこれから、人々を自由にするすぐれた規制法を適用し形成してゆく役割を担うのです」。

法は、強制力を用いた適切な規制によって人々に自由を得させる。強制と自由のこの一見矛盾するような関係こそ法の最も重要なところであり、そうであればこそ法は、正統な権力行使の枠組であるとともに、自由の空間を規範的意味でみたし、人々に力を与えうるものともなるのである。日本における司法制度改革をはじめと



キャンパス内 Anderson Bridge 上手より Prudential Centerを望む



チャールズ川の夕景

する法システムの再編は、一つには、バランスを失した規制法の「濁り」や「よどみ」を 浄化し、透明度を高めようとする試みだと言えるかもしれない。

法的正義の問題では、適正な秩序の枠組として、どこまで自由を許容すべきかということと、どこまでの平等を保障するべきかということが議論の対象となっていた。基準線の検討は、自由、平等、さらには正義理念そのものの本旨にまで遡った根本的省察が必要とされる。リベラルな法制度の射程にもかかわり、議論はきわめて興味深い。

しかし、法的な基準線の探究にはつねに2つの要請がつきまとう。そう言ってよいであるう。「スジ」と「スワリ」である。正義の普遍的ないし制度的な要請を確認すること、コンテキスト適合的な妥協をはかること。川の流れにも本流の勢いと岸辺への馴化があるように、そのどちらもが、法によって「正義」を実現するという場合になくてはな

らない車の両輪のようなものであると 思われる。

また、近年の正義論との関連では、 たとえば人権の問題に関して、一方で 人権の普遍性を説くリベラルな見解が あり、他方で、文化多元主義やフェミ ニズムの批判理論に表れているよう に、普遍性の虚偽を告発する見解があ る。また、法解釈論や法秩序論におい

て、法システムの確定性や法的安定性を疑問 視し、海洋を航行する船が経験するような不 確定性ないし揺らぎを強調する見方もある。

見解の相違は状況の変化によるところが大きい。何をもって法的に正しいこととすることができるのか。完全に治水された河川のように、一定の公的な見解がコントロール権を貫徹しうるような時代ではもはやないかもしれない。そこではむしろ、政治的統合を可能にするための「標準化」と「差異化」が重要な課題となる。2つの要請をいかにバランスよく満たして行けるかに、「法の支配」の可能性もかけられている。

チャールズ川の冬は長く、今日でも川面が 凍てつく。春には北東風の嵐で荒れる。しか し、それゆえにいっそう、厳しい時期を過ご した後の流れは豊かであり、岸辺の緑は鮮や かである。

歴史と風土の異なる彼此の隔たりを越えて、チャールズ川の恩恵には限りがない。

(ひらの・ひとひこ 法哲学)



Harvard Law School Langdel Library

博士論文の執筆を振り返って

柳原克行

(一) 1996年4月以来、大学院法学研究科にて研究生活を送って参りましたが、その成果を『西部カナダ地域主義の政治学的一考察連邦システム・地域政党・国民統合』と題する博士論文にまとめ、昨年10月には、博士学位授与式を迎えることができました。5年間の研究活動について一応の「まとめ」を残すことができたと若干の安堵を感じつつ、表すことができたと若干の安堵を感じつつ、たまでの研究の再検討と新しい課題の整理に取り組んでおります。

今回、『法学部ニューズレター』に寄稿する機会をいただきましたので、論文の内容を繰り返すことは極力控え、研究テーマの背景と博士論文の完成に至るまでの経緯を記すことで、その責務を果たしたいと思います。

これまでカナダといえば、G8を 構成する先進民主主義国でありながら、政治 学の研究対象としては、英・仏・独・米と 違って、むしろ「例外的事例」ないし「中小 国研究」に分類されるにとどまり、本格的な 比較の対象とはされてきませんでした。地域 研究の次元に限定してみても、カナダ研究と いえば、圧倒的に、仏系ケベックの主権確立 ないし分離独立に、あるいは、公式の「二言 語・多文化主義政策」といったエスニシティ やマイノリティの諸問題に集中する傾向があ りました。したがって、西部の地域主義を軸 に据えて、比較政治学の理論と動態という視 座からカナダ現代政治にアプローチすること は、当時の学界状況を鑑みると、かなり思い 切ったテーマ設定だったといえるかもしれま せん。

学部生時代に、中谷義和先生のもとで政治 学の世界に足を踏み入れたこともあり、大学 院での課題も北米現代政治の理論と動態に落 ち着くことになるだろうと考えておりましたが、とにかくも博士論文の完成に漕ぎつけるまでには、いくつかの契機がありました。カナダを研究対象として意識し始めたきっかけは、大学院「浪人」時代、当時トロント大学での留学より帰国された中谷先生との雑談のなかで、「よく似た歴史的背景を持ちながら、カナダ政治はアメリカとは全く違う。あっちもなかか面白いぞ」と聞き及んだことでしょうか。その際、トロントで購入されたカナダ政治の概説書を貸していただき、ノートを取りながら熱心に読んだことを思い出します。

 (Ξ) 次に、研究テーマの背景について述 べさせていただきます。問題関心の起点となっ たのは、1990年代におけるカナダ政治の状況で す。というのも、1993年の連邦総選挙以降、建 国以来の政治的枠組が大きく再編されることに なったからです。この変化を整理すると、次の 三点を指摘することができます。 伝統的な 「2プラス2分の1」型政党システムが崩壊 し、政党数が一気に5つに増加したこと【多党 化】。解散時の政権党(進歩保守党)と社会民 主主義的な第三政党(新民主党)が壊滅的な敗 北を喫するとともに、新興の地域主義政党(ケ ベック連合と西部の改革党)が躍進し、それぞ れ野党第一党、第二党となりました。 ステムの機能という点で、1993年を境に決定的 な断絶がみられること【地域的断片化】。建国 以来、カナダの政党システムは、「ブローカー 型」と称されるように、イデオロギー的距離が 比較的小さい二大政党(自由党・進歩保守党) を中心としつつ、英系 仏系間の協調(とりわ け、大票田たるオンタリオ、ケベックの中央カ ナダ二州)を軸として国民統合の根幹的位置に ありました。しかし、ケベック問題をめぐる憲 法協定が失敗したこともあり、1993年以降に は、5つの政党が、それぞれ独自の地域的基盤 をもちつつ、対立・競合する状況が生まれ、政

党システムが従来の統合的機能を果たし得な くなりました。 1993年以降、カナダ政治の イデオロギー的スペクトラム全体に大きなシ フトが認められること【ネオ・リベラル 化】。合衆国とは対照的に、カナダには元 来、強固な国家主義的伝統が存在していたこ とに加えて、1984年以来の保守党政権下にお いても、社会福祉は「神聖な信託」とされて いただけに、サッチャー=レーガン流のネ オ・リベラル的政治勢力の位置は空白状態に あったと言えます。しかし、政治経済的には ラディカルな自由市場中心主義を唱えるポ ピュリスト型地域政党 = 「改革党 (Reform Party)」がシステムに参入したことによっ て、カナダの政治的枠組が大きく右傾化する ことになります。この点は、クレティエン自 由党の選挙公約の重点が雇用創出であったに もかかわらず、93年以降、実際の政権運営に おいてはネオ・リベラル路線にシフトしたこ とにも明らかです。

このように、1990年代のカナダ政治は、「多元的国家」カナダ固有の民族的・地域的クリーヴィジと、先進諸国一般に多少なりとも共通して認められるポスト福祉国家型の政治対抗が複雑に交錯するなかで展開することが、切ります。したがって、統的な地域主義を動員しつつ、福祉国家に対するラディカにと動員しつで最も重要な位置占めていると考え、これを博士論文の中心テーマに据えたわけです。というのも、この分析を通じしていたカナダ政治を単なる「例外的事例」と多点なりとも共通して見られる一連の政治争点

オ・ポピュリスト政治の台頭、グローバル化との関連で位置づけ、比較政治学的に分析するための手掛かりが得られるのでは、と判断したからです。具体的には、政治史と社会経済史的背景を踏まえて、(1)連邦システムの制度的構造と地域主義、(2)政党システムと国民統合、(3)西部カナダのポピュリスト型地域政党の展開という複眼的レベルにおい

福祉国家と多様化およびその反動、ネ

てアプローチするとともに、また、仏系ケベックの分離独立型ナショナリズムとの比較・対照をも視野に入れつつ、西部カナダ地域主義の特質と動態を分析することになりました。

さて、博士課程の5年間には、研究 (四) 上、いくつかの重要な出来事がありました。 まず、日本学術振興会の特別研究員に採用さ れたことです。生活・財政面の負担軽減は言 うに及ばず、文部省科学研究費の活用によっ て研究上の「フットワーク」が一気に軽くな りました。次に、中谷先生を介して、ブリ ティッシュ・コロンビア大学政治学部のレズ ニック (Philip Resnick) 教授と出会えたこ とです。現地の一線級研究者からお話を伺う 幸運に恵まれるとともに、これをきっかけ に、1999年7月から約1年間、同大学大学院 への留学の道が開かれました。レズニック先 生には、留学時の推薦人になっていただいた のみならず、公私にわたって大変お世話にな りました。したがって、最後の点として、バ ンクーバーでの研究機会を得たことです。滞 在中は、カナダ政治の現実を間近に観察でき たことに加えて、研究資料へのアクセスや生 活面においても極めて充実した研究条件のも とで過ごすことができました。また、改革党 のChief Strategist (当時)をゲストに招い た特別講義を聴講する機会に恵まれるなど、 現地ならではの好機にめぐりあうこともでき ました。僅か1年ではありましたが、それま での研究の見直しと新たな課題の設定という 意味で、きわめて重要な経験になったと思い ます。

(五) 最後になりましたが、博士論文を完成させることができたのは、実に多くの方々に支えられてきたおかげです。まずなによりも、学部以来、一貫してご指導いただいている中谷義和先生には、その学恩に対して感謝の言葉もないほどです。赤澤史朗先生と小堀眞裕先生には、研究会の場で重要なご指摘をいただいたのみならず、論文審査に際して

2 /

は、それぞれ主査と副査を担当していただきました。また、政治学部門の他の先生方 中谷猛 先生、村上弘先生、堀雅晴先生、岡野八代先生 からは、日常的に暖かいご厚情を賜っており ます。さらに、長年の友人であると同時に頼れ る先輩である中田晋自さんにはいつも何かと相 談にのっていただいております。全ての方々 のお名前を挙げることはできませんがこの場 をお借りして、皆様に深く御礼申し上げま す。

(やなぎはら・かつゆき 政治学)

法学部関連の主な学術交流・研究活動 (2002年6月~8月)

02年6月7日 元国際化社会研究会合評会:大久保史郎氏、伊藤武夫氏「グローバル化と現代国家 国家・社会・人権論の課題」

02年6月21日 現代取引法研究会: 鹿野菜穂子氏「類推適用について」

02年6月26日 法政研究会:伊藤 真氏「法学未修者に対する法曹養成教育の課題と方法 - 民法 教育方法の研究に寄せて - 」

02年6月28日 民事法研究会:朱 嘩氏「中国相続法の現代的課題」高田恭子氏「子の養育費の履 行確保~イギリス法との比較検討を加えて」

02年6月29日 立命館土曜講座: 岡野八代氏「女性にも正義を - 従軍<慰安婦>問題から - 」

02年7月13日 立命館土曜講座:吉田美喜夫氏「タイの労働と法から見えるもの」

02年7月15日 国際学術交流研究会:カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授 Charles D. Weisselberg氏「ロースクール・クリニックの建設 - バークレーの経験 - 」

02年7月19日 現代取引法研究会:谷本圭子氏「ドイツ消費者特別法の民法典への統合」

02年7月19日 ジェンダー・スタディーズ研究会・政治学研究会共催: 岡野八代氏「『法の政治学』 を書き終えて」コメンテーター 東京外国語大学外国語学部助教授 大川正彦氏

02年7月24日 民事法研究会: 土岐孝宏氏「損害保険契約と利得禁止原則」佐々木健氏「子どもの 意見表明権の受容へ向けた日本法の分析 - ドイツ親権法規定との比較考察から - 」

02年7月27日 立命館土曜講座:宇野木洋氏「市場経済化の進む中国-文化の『商品化』現象と大 学改革-」

> 法学部定例研究会:法政研究会/公法研究会/民事法研究会/政治学研究会/ 刑事法研究会

学術研究プロジェクト:人文科学研究所/国際言語文化研究所/ 国際地域研究所/衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第30号 (2002年9月)

編集:立命館大学法学部ニュース・レター編集委員会

発行:立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

http://www.lex.ritsumei.ac.jp/